

茨木市公告第 20 号

茨木市FAQチャットボット導入業務委託プロポーザル公告について

茨木市FAQチャットボット導入業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 4 年 7 月 5 日
茨木市長 福岡 洋



プロポーザルの概要

1 業務の概要

(1) 業務名

茨木市FAQチャットボット導入業務

(2) 業務の目的

新たな問い合わせ手段の付加による情報取得の利便性向上

(3) 業務内容

「茨木市FAQチャットボット導入業務委託仕様書」のとおりに

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 当該業務の予算額等

金 3,300,000 円 (税込)

令和4年度の提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市(以下「市」という。)の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

- (2) 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）若しくは茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外期間でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年茨木市条例第 31 号）第 8 条第 1 項第 6 号に規定する場合又は同項第 7 号の規定する場合に該当しないこと。
- (5) 過去（当該年度含む）に官公庁において、本業務と同種の業務で履行実績があること。

5 プロポーザル実施要項について

「茨木市FAQチャットボット導入業務プロポーザル実施要項」のとおり

6 日程

質問期限	令和 4 年 7 月 13 日（水）まで
質問に対する回答	令和 4 年 7 月 15 日（金）
参加申込期間	令和 4 年 7 月 5 日（火）から令和 4 年 7 月 20 日（水）
参加資格審査結果通知	令和 4 年 7 月 22 日（金）
企画提案書提出期間	令和 4 年 7 月 5 日（火）から令和 4 年 7 月 29 日（金）
辞退届提出期間	令和 4 年 7 月 5 日（火）から令和 4 年 7 月 29 日（金）
第 1 次審査	令和 4 年 8 月 4 日（木）（予定）
第 1 次審査結果通知	令和 4 年 8 月 9 日（火）（予定）
第 2 次審査	令和 4 年 8 月 17 日（水）（予定）
第 2 次審査結果通知	令和 4 年 8 月 22 日（月）（予定）
契約締結	令和 4 年 9 月中旬（予定）

7 担当部署

茨木市企画財政部DX推進チーム

担当者：岸

T E L：072-647-2915（直通）

E-mail：dx_suishin@city.ibaraki.lg.jp